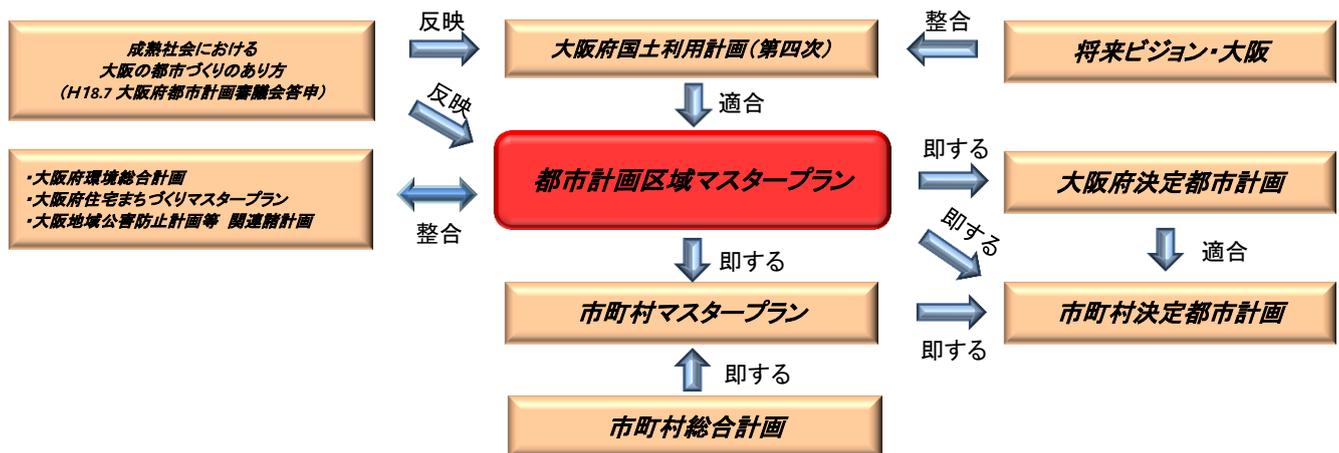


【大阪府】 都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)の改定について

都市計画区域マスタープラン

- 都市計画区域マスタープランは都市計画法第6条の2に規定される都市計画区域の整備、開発及び保全の方針であり、大阪府国土利用計画(第四次)などの上位計画を踏まえ、都市計画の基本的な方針等を定めるもの。
- まちづくりの主体は、市町村であるが、大阪府域は、市街地が連担し、一体的な都市空間を形成していることから、広域的な観点から土地利用の方針等を示すことが重要



都市計画区域マスタープランの改定の背景

- 現在の都市計画区域マスタープランの目標年次は平成32年であるが、区域区分(線引き)の決定に関する方針の目標年次は平成27年となっている。
- ⇒今回、区域区分(線引き)の決定に関する方針について、平成25年8月に策定した「第7回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」(平成25年第1回大阪府都市計画審議会にて報告)の内容を反映し、目標年次を平成32年とする方針を記載する予定(同時に一斉線引きを実施)

都市計画区域マスタープランの構成と改定箇所

- ※下線部を改定
- 第1章 都市計画区域マスタープランの概要
- 第2章 都市計画区域の特徴
- 第3章 土地利用に関する方針
- 区域区分(線引き)の決定に関する方針
- ①区域区分の有無
- ②区域区分の役割
- ③第7回区域区分変更の実施
- ④市街化区域の随時編入
- 用途地域の指定の方針
- 市街化調整区域の土地利用の方針
- 都市防災に関する方針
- 第4章 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針
- 第5章 都市魅力の創造

区域区分(線引き)の決定に関する方針の主な内容

- 第7回区域区分変更の実施
 - (1)市街化区域への編入
 - ・主要な幹線道路沿道における産業系土地利用や市町村マスタープラン等に地域の生活拠点として位置づけられた鉄道駅等への徒歩圏の区域にある住宅系土地利用へ誘導する場合に限定
 - ・「みどりの大阪推進計画」と整合した緑化の目標を設定
 - (2)市街化調整区域への編入
 - 市街化区域のうち、計画的な市街地整備の見込みがない区域は、市街化調整区域への編入を進める
- 目標年次(平成32年)における概ねの人口及び産業の規模、市街化区域の規模を定める(大阪府の将来推計人口、国土利用計画(第4次)、第7回区域区分の変更を反映)
- 市街化区域への編入を保留する区域の設定